

令和5・6年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札（総合評価落札方式）に関するQ&A（令和5年1月26日時点掲載）

| NO | 種別 | 質問内容 | 回答 | 掲載日 |
|----|------------------------|--|---|-----------|
| 1 | 1 応募団体・競争参加資格・入札書関係 | 【入札説明書別紙7、8従業員への賃金引上げ計画の表明書】 新規添付資料となった「従業員への賃金引上げ計画の表明書」について、別紙7【大企業用】と別紙8【中小企業等用】の違いは何か。また、NPO法人等の資本金がない団体はどちらを適用すればよいか。 | 当該様式における中小企業等の定義は「法人税法第66条第2項または第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。」としている。そのため、当該定義に該当しない場合は別紙7を、該当する場合は別紙8を提出いただく必要がある。なお、資本金がない団体については、基本的には別紙8【中小企業等用】を適用していただくこととなるが、法人税法第66条第5項に該当するような場合は、別紙7【大企業用】を適用していただきたい。 | 令和5年1月26日 |
| 2 | 1 応募団体・競争参加資格・入札書関係 | 【入札説明書別紙8従業員への賃金引上げ計画の表明書（中小企業等用）】 「給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上とすること」といった記載があるが、当該増加が増員による増額のみによるものであってもよいか。 | 増員による増額が増加率達成の主たる要因となっている場合、実態として従業員への賃上げが伴っておらず、制度の趣旨を逸脱する行為とみなされ、当該事実判明後に減点措置（入札説明書別紙7、8の留意事項参照）される可能性もあるので、よく留意すること。 | 令和5年1月26日 |
| 3 | 1 応募団体・競争参加資格・入札書関係 | 【入札説明書別紙7、8従業員への賃金引上げ計画の表明書】 賃上げの実施はサポステ職員分だけでなく、団体全体の賃上げをする必要があるのか。 | 賃上げの取組の評価対象は、法人の一部門等に限定するのではなく、法人全体を対象として取組を行っていただく必要がある。実績確認においても、法人全体での賃上げが確認できるよう、ご対応いただきたい。 | 令和5年1月26日 |
| 4 | 1 応募団体・競争参加資格・入札書関係 | 【委託要綱別添1委託事業実施計画書】 委託事業実施計画書に添付する別紙2「令和5・6年度地域若者サポートステーション事業積算内訳明細（若年無業者等集中訓練プログラム事業）」において、どのような経費を計上することが可能か。 | 仕様書第4の6（2）において若年無業者等集中訓練プログラム事業に係る入札書等における積算は、基本事業費と宿舎事業費の合計とするよう規定しているところである。 | 令和5年1月26日 |
| 5 | 1 応募団体・競争参加資格・入札書関係 | 【委託要綱別添1別紙2 積算内訳明細】 令和5年度と令和6年度で積算が異なればシートを追加する等して作成することは可能か。 | 令和5年度・6年度の各年で積算で異なれば「令和5年度」「令和6年度」と分けた積算にして差し支えない。 （令和5年度及び令和6年度における積算が同額になる場合については今回の様式のとおり「令和5・6年度」のまま使用すること） | 令和5年1月26日 |
| 6 | 5 事業費関係（仕様書第5関係） | 【仕様書第5の3（1）ア（エ）施設訓練費】 若年無業者等集中訓練プログラム事業の趣旨・目的の1つとして「基礎的資格の取得」が挙げられているが、同プログラムの趣旨・目的を踏まえて資格取得を目指す場合、当該資格取得に係る講座受講料や検定受験料は委託費から支弁されるか。 | 仕様書第5の3（1）ウ（イ）記載のとおり、資格取得に係る講座受講料や検定受験料は委託費から支弁することはできない。 | 令和5年1月26日 |
| 7 | 5 事業費関係（仕様書第5関係） | 【仕様書第5の3（2）活動事務費】 コロナ感染対策のための資材（アルコール、飛沫防止シート等）委託費で措置されるという認識でよいか。 | 引き続き委託費中にて措置する予定である。 | 令和5年1月26日 |
| 8 | 6 集中訓練プログラム事業（仕様書第4関係） | 【仕様書第4の3 若年無業者等集中訓練プログラム事業】 対象人数の「人月」についての考え方はどのように考えるか。 | 例）対象人員が24人月とされている場合は、1か月間のプログラム期間で実施するのであれば24人分の枠を、2か月間のプログラム期間で実施するのであれば12人分の枠を確保した提案を行う必要がある。提案を行う際には、プログラム期間をベースに参加者数の枠を確保した提案を行う必要があるため、ご留意いただきたい。 | 令和5年1月26日 |
| 9 | 7 その他（仕様書第6関係） | 【仕様書第6の3 事業の目標】 仮に新規登録者数100人、就職等件数60件であると就職等率（就職等件数/新規登録者数）65.8%は誤りではないか。またこれに則り提案書にて目標を作成した場合、数値上の整合性は取れていないように見えるが、提案書として不利に働くことはないか。 | 記載されている目標値に間違いはない。就職等率の目標値は、過去3か年の地域若者サポートステーション事業の実績の平均から65.8%と設定しているところであるが、新規登録者数・就職等件数の目標値については、コロナ禍の影響等を考慮して令和3・4年度事業から据え置きとしているところ（しかしながら、可能な限りの実績を目指していただきたい）。また、当該目標値は仕様書上で示しているものであるため、これをもって提案書として不利に働くことはない。 | 令和5年1月26日 |